**令和７年度山辺町結婚新生活支援事業補助金の申請手続について**

１．事前相談

　　申請書を提出いただく前に、必ず事前相談をお願いします。

　　事前相談にあたっては、下記の書類等をご準備のうえご来庁ください。

　　お持ちいただいた事前調書をもとに、聴き取りを行います。

　　【ご準備いただくもの】

　　　①山辺町結婚新生活支援事業補助金申請に係る事前調書　←　記入してお持ちください。

（役場窓口にてお受け取りいただくか、町のHPよりダウンロードも可能です。）

　　　②夫婦それぞれの令和７年度（令和６年分）の所得額が確認できる書類

　　　　（町から発行の「令和７年度給与所得に係る町民税・県民税特別徴収額の決定通知書」、

　　　　　「令和７年度（令和６年分）所得額証明書」など）

　　　③同意書

　　　　　（住民基本台帳、課税台帳等についての個人情報について、町担当職員が閲覧することに同意いただく場合の書類です。）

　　　④その他書類（※該当する場合のみ）

　　　　　ア　令和７年１月１日時点の住所地が山辺町以外の場合　→　令和６年度納税証明書

　　　　　イ　貸与型奨学金返済中の場合　　→　　年間の返済額が分かる書類

　　　　　ウ　離職中の場合　　→　　離職票

2．事前審査

　　事前相談にてご提出いただいた調書、聴き取りでの状況等をもとに事前審査を行います。

　　事前審査では、所得額、税及び使用料等の滞納状況等についての確認を行います。

３．事前審査結果通知・申請書類送付

　　　事前審査による結果についてのお知らせを送付いたします。

　　＜審査結果について＞

ア　申請要件を満たしている場合　　　　　→　　　本申請が可能です。申請書類を同封いたします。

　　　　イ　申請要件を満たしていない場合　　　→　　　本申請はできません。

４．本申請（申請書類の提出）

　　送付された申請書類に、必要な添付書類一式について、役場窓口にてご提出ください。

　　「提出書類チェックシート」にてご確認のうえ、シートと一緒にご提出ください。

　　※　郵送による提出での書類の不備や、ご提出いただいた書類の内容によっては、追加で提出をお願いすることがありますので、ご了承願います。

５．本申請受付・審査

　　ご提出いただいた書類について不備がなければ受付し、審査します。

　　不備がある場合には、不足分の書類が揃ってからの受付となります。

6．支給決定・送金

　　審査の結果、要件等特に支障がなければ、支給額の決定を行います。

支給決定についての通知を発送いたします。

　　指定された口座に送金いたします。

【注意事項】

　・　支給決定は、先着順（書類が一式揃い、受付・審査が終了した順）になります。

　・　予算の上限に達した場合には、今年度の事業は終了になります。